平成２２年（フ）第１１７８号
広島市中区東平塚町２番２―504号
債務者　加藤　英生
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３５号
広島市東区中山西２丁目４番１―802号
債務者　児玉　伸浩
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８５８号
広島市佐伯区隅の浜１丁目８番13―101号
債務者　池田　美香
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９０８号
広島市中区吉島西２丁目９番８―102号
債務者　橋本　宏美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３２号
愛媛県松山市小栗２丁目２番61号　山本ビル201号
債務者　高岡　慶三
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６４４号
愛媛県松山市道後姫塚乙37番地
債務者　河本　経子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３０号
高知県須崎市浦ノ内東分2528番地の２
債務者　正木　直夫
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１８４号
福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸19番地１、前住所福岡県嘉穂郡桂川町大字土居1094番地21
債務者　畑　　淳子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第６７９号
大分市大道町１丁目６番５号　コーポサンライズ305
債務者　藤川　　宏
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５２０号
宮崎市神宮東３丁目１番15号　スペースコロニー403号、前住所宮崎市曽師町３番地　中村アパート107号
債務者　上平　治雄
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２６６号
宮崎県北諸県郡三股町大字長田3106番地、前住所宮崎県北諸県郡三股町大字長田4434番地長田団地２号
債務者　山下　億軌
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２０５８号
京都市伏見区桃山町泰長老111番地　ウェルネス桃山702
債務者　山路　　武
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５９号
京都市伏見区桃山町泰長老111番地　ウェルネス桃山702
債務者　山路由樹枝
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６１号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地19―102号
債務者　孤舟釣竿製作所こと　羽田　正志
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６５号
京都市左京区一乗寺東杉ノ宮町19番地１　高野ライブコープ１Ｆ
債務者　西村　次彦
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８４号
京都市伏見区醍醐上山口町60番地　市営住宅醍醐南団地３―201
債務者　中野　一美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９７号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字清神前26番地
債務者　古町　武士
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係